様式第１号（第５条関係）

緊急通報システム事業利用申請書

年　　月　　日

亀山市長　様

〒　　－

申請者（本人又は親族）　住所

氏名　　続柄

電話番号

※申請者が署名しない場合は、記名押印してください。

亀山市緊急通報システム事業を利用したいので、亀山市緊急通報システム事業実施要綱第５条の規定により、下記の事項に同意のうえ、次のとおり申請します。

利用者	住所	〒　　－ 亀山市	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		男・女	
	生年月日	明・大・昭　　年　　月　　日（　　歳）	電話番号			
	身体状況（既往症等）				血液型	型
	所持手帳	身体・精神・療育（　　級）	障害名			
	要介護状態	未申請・申請中・要支援　１　２・要介護　１　２　３　４　５	民生委員			
	関係医療機関	医療機関名		住所		
		電話番号		主治医		
同居者	ﾌﾘｶﾞﾅ		続柄		生年月日	明・大・昭　　年　　月　　日（　　歳）
	氏名		身体状況（既往症等）			血液型　　型
	所持手帳	身体・精神・療育（　　級）	障害名		要介護度	要介護
	関係医療機関	医療機関名		住所		
		電話番号		主治医		
協力員①	住所	〒　　－	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		続柄	
	電話番号１		電話番号２			
協力員②	住所	〒　　－	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		続柄	
	電話番号１		電話番号２			
協力員③	住所	〒　　－	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		続柄	
	電話番号１		電話番号２			
家族等①（緊急連絡先）	住所	〒　　－	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		続柄	
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ（数字には下線）		電話番号１ 電話番号２			
	メール通知	緊急ﾎﾞﾀﾝ　要・不要	あいさつﾎﾞﾀﾝ	要・不要	ごようききﾎﾞﾀﾝ	要・不要
家族等②（緊急連絡先）	住所	〒　　－	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		続柄	
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ（数字には下線）		電話番号１ 電話番号２			
	メール通知	緊急ﾎﾞﾀﾝ　要・不要	あいさつﾎﾞﾀﾝ	要・不要	ごようききﾎﾞﾀﾝ	要・不要
家族等③（緊急連絡先）	住所	〒　　－	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		続柄	
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ（数字には下線）		電話番号１ 電話番号２			
	メール通知	緊急ﾎﾞﾀﾝ　要・不要	あいさつﾎﾞﾀﾝ	要・不要	ごようききﾎﾞﾀﾝ	要・不要

同意書

緊急通報システム事業の利用の審査のために必要があるときは、市職員が私及び家族の住民基本台帳を閲覧すること、また、介護保険の認定状況及び障害者手帳の取得状況を確認することに同意します。

利用者氏名（必ず記入）　　印

【代筆の場合のみ記入】　　代筆の理由

代筆者氏名　　印　（続柄：　　）

個人情報の取扱いへの同意

緊急通報システムを利用するにあたり、協力員及び家族等（緊急連絡先）の承諾をとったうえで、市が次のとおり個人情報を取り扱うことに同意します。

１．利用目的

事業以外の目的には使用しません。

２．取得内容

利用者： 氏名、住所、性別、生年月日、電話番号
協力員： 氏名、住所、電話番号、利用者との続柄
家族等（緊急連絡先）： 氏名、住所、電話番号、利用者との続柄、メールアドレス

３．第三者提供

第三者に提供することがあります。目的や提供手法等は次のとおりです。

(1) 提供する目的
① 利用者に緊急事態が発生した場合の対応
② 利用者宅への機器配達、設置又は撤去
③ 法令等の規定に基づく利用や提供
④ 人の生命、身体、財産等の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合の対応

(2) 提供する個人情報の項目
利用者： 氏名、住所、性別、生年月日、電話番号
協力員： 氏名、住所、電話番号、利用者との続柄
家族等（緊急連絡先）： 氏名、住所、電話番号、利用者との続柄、メールアドレス

(3) 提供の手段又は方法
電話、メール、FAX

(4) 当該情報の提供を受ける者
① 消防署、医療機関、民生委員・児童委員、他の行政機関や関係団体、その他緊急事態への対応に必要な団体等
② 機器配達、設置又は撤去の対応に必要な団体等

(5) 事業の運用・管理者への提供
市は、事業に用いる機器等を運用・管理する事業者に対し、個人情報の保護に関して監督するとともに、当該事業者がその運用・管理を委託する場合も、同様に監督させます。

４．開示等の請求

市は、利用者から自己の個人情報について開示・訂正・利用停止・消去等の請求があった場合は、速やかに対応します。

利用者氏名（必ず記入）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【代筆の場合のみ記入】 代筆者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印 （続柄： ）

代筆の理由＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

緊急通報システム利用承諾書

年　　月　　日

亀山市長　様

利用者氏名（必ず記入）　　印

【代筆の場合のみ記入】　代筆者氏名　　印　（続柄：　　）

代筆の理由

緊急通報システムを利用するにあたり、次の事項を承諾します。

【貸与機器の取扱い】

1　貸与された機器（ボタン通報器、人感センサー、各専用スタンド、ＭＩＸターミナル（機器情報通信機器）本体及び専用電源アダプター、ＳＩＭルーター）を適切に維持管理するとともに、電池（市が支給）交換を行います。

2　次の行為は行いません。

(1)　貸与機器の改造、汚損、廃棄、紛失又は毀損並びに貸与機器に貼付された標章等の除去又は汚損

(2)　貸与機器の他人への譲渡、転貸又は担保に供する等の目的外使用

(3)　貸与機器の利用者宅以外の場所への移動

3　２の行為により市に損害を与え、市から賠償を求められた場合は、それを賠償します。

4　貸与機器の異常や故障の原因が私の責めに帰すべき事由によると判明したとき､貸与機器の交換、調査等に要した費用を市から請求された場合は、それを支払います。

【費用等の負担】

5　固定電話や携帯電話等を用意します。

6　貸与機器の稼働及び通信に必要となる電気料金及び転居等による貸与機器の移設工事に要する経費を負担します。

7　家族等（緊急連絡先）に、事業の利用にあたり必要な携帯電話等を用意させるとともに、メール受信やＷｅｂサイトの閲覧に必要な通信料金等を負担させます。

【ログインＩＤ及びパスワード】

8　家族等（緊急連絡先）に、ＩＤとパスワードを漏洩なきよう管理させます。

9　家族等（緊急連絡先）のＩＤとパスワードの管理の不備及び使用上の過誤、第三者の使用等により、私、家族等（緊急連絡先）若しくは第三者が損害を被った場合は、市及び市が事業を委託する者の賠償責任を問わず、損失補償も求めません。

10　家族等（緊急連絡先）がＩＤ及びパスワードを紛失したとき、又は盗取されたときは、直ちに市に報告し、指示に従います。

【報告義務】

11　登録書の内容に変更があったとき、貸与機器に異常や故障が生じたとき、又は貸与機器の全部あるいは一部を紛失、滅失又は毀損したときは、直ちに市に報告します。なお、この報告を怠ったために事業に支障が生じても、その賠償責任を問いません。

【禁止事項】

12　次の行為は行いません。また、家族等（緊急連絡先）にも行わせません。

(1)　他の利用者及び第三者若しくは市及び市が委託する者等の著作権、その他権利、財産及びプライバシーを侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為

(2)　他の利用者及び第三者若しくは市及び市が委託する者等に不利益若しくは損害を与える行為、又は与える恐れのある行為

(3)　ＩＤ及びパスワードを不正に使用する行為、又はコンピュータウィルス等有害なプログラムを用いて事業を妨害する行為
(4)　法令等に違反する、又は違反する恐れのある行為
(5)　その他、市が不適切と判断する行為

13　12の行為により市に損害を与え、市から賠償を求められた場合は、それを賠償します。

【免責】

14　次の事由により本システムに障害が発生し、又は機器間のデータ通信が中断し、事業が実施できなかった場合、これにより生じた損害について、その賠償責任を問わず、損失補償も求めません。
(1)　通信事業者の責めに帰すべき事由による損害
(2)　回避することができない災厄、事故、命令、処置又は保全行為による損害
(3)　天災、事故、停電等の非常事態、その他不可抗力による損害
(4)　本システムを構成する機器の故障等の障害
(5)　その他、市の責めに帰さない事由

15　登録内容に誤りや虚偽の記載があったことにより事業に支障が生じても、その賠償責任を問いません。

【その他】

16　次のことを承諾します。
(1)　事業で使用する機器が、利用者の利用環境に適合しない場合があること。
(2)　事業で使用する人感センサーが、小動物や熱源機器の動作等を人の動きと認識する場合があること。
(3)　この事業は、個人情報への不正なアクセス、紛失、改ざん、漏洩を防止するため、一般に信頼性が高いと認められている技術を使用した安全対策を講じているが、不正アクセスの防止を保証するものではないこと。
(4)　事業で使用する機器に障害が生じ、又は機器が損傷した場合には、速やかに復旧又は修理を行うが、復旧・修理を保証するものではないこと。
(5)　緊急ボタン押下時、利用者への安否確認、協力員及び家族等（緊急連絡先）への駆付け要請の全てにおいて連絡がとれなかった場合、利用者及び家族等（緊急連絡先）の要請として、消防署に対し緊急搬送を依頼すること。

了解事項

緊急通報システムを利用するにあたり、次の事項を了解します。

1　この事業は、利用者宅に設置する人感センサーの反応及びボタン押下時に、その情報を受信するセンターを経由して、家族等（緊急連絡先）や協力員等に通知するしくみのもので、緊急時の通報の確約及び利用者の安全、健康、救命及び生命を保証するものではないこと。

2　緊急時に、市、市が事業を委託する者、協力員、消防署等の関係者が敷地内への立ち入ることを認めるとともに、関係者が住居内に入るにあたり、やむを得ず家屋等の一部を破損した場合は、その賠償責任を問わず、損失補償も求めないこと。

利用者氏名（必ず記入）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【代筆の場合のみ記入】　代筆者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　（続柄：　　）

代筆の理由＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿